

中部運輸局海上安全環境部

令和6年3月27日

(連絡先)
中部運輸局海上安全環境部
運航労務監理官 中川・風岡
Tel 052-952-8012

輸送の安全の確保に関する指導文書の発出について

鳥羽市が運航する旅客定期航路（鳥羽～神島航路）において、令和6年1月20日、旅客船「かがやき」が菅島沖の海苔網に乗り揚げ、航行不能になった事故を受け、中部運輸局では、2月1日に鳥羽市に対して海上運送法第25条に基づく立入検査を実施しました。

監査の結果、船長が、基準経路外の経路を航行しようとするときに事前に運航管理者と協議していなかったことなど、安全管理規程に違反する事実を確認したことから、事案の再発防止と輸送の安全を確保するため、指導文書を発出しましたので、お知らせいたします。

記

1. 発出年月日

令和6年3月27日

2. 事業者の概要

事業者の名称：鳥羽市
事務所の位置：鳥羽市定期船課 三重県鳥羽市鳥羽1丁目2383-51
代表者名：鳥羽市長 中村 欣一郎

3. 指導の内容

以下事項について、必要な措置を講じ、その具体的措置について令和6年4月26日までに当局あてに文書にて報告すること。

- 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第16条及び第17条に基づく自らの責務を再認識するとともに、事案の再発防止のため、安全管理規程第48条に基づき、課内に対し、安全管理規程、関係法令等について、理解しやすい具体的な安全教育を速やかに実施し、その周知徹底を図ること。

- 2.安全統括管理者は、安全管理規程第16条に基づき、関係法令の遵守と安全最優先の原則を課内へ改めて徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。
- 3.運航管理者は、安全管理規程第17条に基づき、船舶の運航の管理その他輸送の安全の確保に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施を図り、また、船舶の運航に関し、船長と協力して輸送の安全を図ることを確実に遵守できるよう、具体的な改善策を講じること。
- 4.安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第48条に基づき、乗組員に対して、安全管理規程、船員法、海上衝突予防法等の関係法令その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項について具体的な安全教育を定期的実施すること。特に、海苔網等の危険（注意）箇所を記した運航基準図の別図を都度更新し、その内容について船員に周知、教育を行うこと。また、航海計器による船位確認等、見張りの徹底について、安全教育を行う等、同様の事故が起きないように、安全対策の風化防止を図ること。
- 5.運航基準第7条に基づき、船長は、気象・海象等の状況により、基準経路以外の経路を航行しようとするときは、事前に運航管理者と協議し、運航管理者は協議又は連絡を受けたときは、当該経路の安全性について十分検討し、必要な助言又は援助を与えること、並びに、船長及び運航管理者が、基準経路の変更等に関して協議を行った場合は、同基準第11条に基づき、その内容を運航管理日誌、航海日誌等に記録することについて、必要な周知、教育を行う等の再発防止策を講じること。